

一般事業主 行動計画（次世代育成支援対策推進法 第 12 条第 1 項）

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全体が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 令和 2 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 3 1 日までの 3 年間

2 内容

〈目標 1〉 計画期間内に、育児休業の取得状況を次の水準以上にする。

男性職員・・・年に 1 人以上取得すること。

女性職員・・・取得率を 80%以上とすること。

〈対策〉

- ・平成 29 年 6 月 男性も育児休業を取得できることを周知するため、管理職を対象とした研修の実施
- ・平成 30 年度～ 育児休業中の職員で希望するものを対象とする職場復帰のための講習会を年に 2 回実施

〈目標 2〉

平成 31 年 4 月までに、小学生未満の子を持つ職員が、希望する場合に利用できる短時間勤務制度を導入する。

〈対策〉

- ・平成 29 年 9 月 労働者の具体的なニーズの調査、精度の詳細に関する検討開始
- ・平成 30 年 2 月～ 社内広報誌を活用した周知・啓発の実施

〈目標 3〉 平成 31 年 4 月までに、多様な働き方を実現でき労働条件も一般の正社員に比し著しく低下しない一定の

水準を確保できる短時間正社員制度を導入する。

〈対策〉

- ・平成 29 年 9 月 労働者の具体的なニーズの調査、制度の詳細に関する検討開始
- ・平成 30 年 2 月～ 社内広報誌を活用した周知・啓発の実施

〈目標 4〉 平成 31 年 4 月までに、年次有給休暇の取得日数を、一人あたり平均年間 10 日以上とする。

〈対策〉 ・平成 30 年 4 月 社内広報誌を活用した周知・啓発の実施、管理職に対する研修を年に 2 回実施